

(仮称)群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業 要求水準書(案)に関する意見に対する回答

- ・ (仮称)群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業要求水準書(案)に関して、令和5年(2023年)7月7日までに寄せられた意見に対する回答を公表します。多くの意見をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 意見は原文のまま掲載していますが、明らかな表記の誤りと判断された箇所について、一部修正しています。
- ・ 意見に対する回答は、現時点での県の考え方を示したものです。今後、意見を踏まえた要求水準書(案)の内容の詳細化等を行う予定であり、最終的には入札公告時に提示しますので御留意ください。

令和5年8月

群 馬 県

要求水準書(案)に関する意見に対する回答

No	タイトル	該当箇所						意見	回答
		頁	第	数	(数)	○数	カナ (カナ)		
1	提案書の著作権	4	1	10	(1)			事業提案書の中には、設計図書などの施設管理の安全管理上の機密事項や事業競争上重要な情報も含まれます。そのため事業提案書(一部または全部)の内容を公表する場合には、事業者の承諾もしくは事前確認をお願い致します。	事業提案書の内容を公表する場合には、事業者の承諾又は事前確認を行うようにします。
2	各種インフラの整備状況	8	2	1	(6)			<p>「利用料金等については、公園全体や周辺施設との負担区分が明確になるよう個別の計量等に配慮するものとし、工事期間中の仮設利用については建設業務、引渡し後の本設利用については維持管理業務において事業者が料金支払いを行うこと」との記載について、光熱水費の個別契約が出来ない場合、事業者で個別計量しての料金支払いとなるため、不確定要素が大きくなると考えられます。本事業では、新水泳場のPFI事業者と、公園の指定管理者が、明確に契約区分を別とする事業者となるため、2者間のみで高額な光熱水費の支払いの分担や複雑な経理処理を行うことは、請求根拠や申告値が不透明となりやすく、ミスによる請求トラブルや、第三者からの不正疑惑等の不本意なリスクを誘発することが懸念されます。</p> <p>また、新水泳場PFI事業者の関連団体や資本関係にある団体が、公園の指定管理者となった場合等では、異なる事業者として明確に会計を切り分ける必要がありながらも、光熱水費の支払い処理を介し相互に費用負担を調整できる余地と手段が生じてしまうといった不必要なリスクも懸念される状況となります。</p> <p>以上のような事業者間における不本意かつ不必要なリスクの発生を防ぎ、公会計として各事業の経理処理を明確かつ単純化させるための方法として、事業者間の光熱水費の請求様式及び計算方法と考え方を全て貴県にて用意し、事業者に対する前提条件として提示頂くことで、事業者側の恣意的な操作及び介入の余地が無い状況となり、不確定要素が解消できるものと考えます。</p>	光熱水費については、実際に運営・維持管理業務を実施するPFI事業者の負担とすることで、光熱水費の軽減が図られるものと考えております。公園全体や周辺施設との負担区分が明確になるよう、個別のメーターを設置するなどの対応をお願いします。

No	タイトル	該当箇所						意見	回答
		頁	第	数	(数)	〇数	カナ (カナ)		
3	既存施設の解体・撤去業務	27	2	4	(1)	④		要求水準公表時の既存施設の図面情報以外の地中埋設情報や数量内訳等の情報を御開示頂きたい。	追加資料として以下を示します。 <ul style="list-style-type: none"> ・【参考資料12】敷島公園内流域推定図 ・【参考資料13】電気埋設ルート図 ・【参考資料9】ガス配管引込み図 ・【参考資料10】上水配管ルート図 ・【参考資料11】下水配管ルート図
4	ネーミングライツ期間	55	4	11	(8)			県民に対する認知の定着のためにネーミングライツの契約期間は可能な限り長く設定していただくことをお願い致します。	ネーミングライツの契約期間については、県で適切に設定する予定です。